

能代市建設工事請負契約における現場代理人常駐義務の
緩和措置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、能代市建設工事請負契約事項第10条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の緩和を行い、兼務を認めることについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務が可能な工事)

第2条 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 随意契約により工事を発注し、諸経費調整の対象となっている場合。
- (2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。
この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）とする。

ア 市、県又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。ただし、市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。

イ 工事現場がいずれも能代市内であること。

ウ 各々の請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満。）であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

エ 公募文書又は現場説明書等に兼務を認めない旨の表記がなされていないこと。

(契約変更)

第3条 現場代理人を兼務する工事において、契約変更が生じたことにより、前条第2号ウに規定する金額を上回る場合も、兼務を認めるものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼務している場合で、工事1件あたりの請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上。）となった場合は、現場代理人の兼務を認めないものとする。

(手続き)

第4条 現場代理人を兼務する場合は、新たな工事に係る契約を締結するときに、現場代理人兼務届（様式1）を契約検査課へ提出すること。

(施工管理)

第5条 現場代理人を兼務する場合、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼務する双方の監督職員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

附 則（平成23年10月1日施行）

附 則（平成26年5月23日一部改正）

附 則（平成29年5月29日一部改正）

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この改正による改正後の基準は、平成30年4月1日以後に入札公告等を行う工事から適用する。